

## 第6章 計画の進行管理

### 1 がん対策の推進にあたって

がんの予防、治療及び予後と患者の人権の尊重の両立を基本とする観点から、全ての県民は、患者の個人の意思や人権に配慮し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適正な医療を受けられるような環境の整備に努めるものとします。

また、県、市町村及び医療従事者はがんに対する無理解による様々な困難をがん患者やその家族が受けることがないように、がんに関する正しい知識の普及に努めるものとします。

これとともに、がん医療はがん患者やその家族と医療従事者のより良い人間関係を基盤として成り立っているため、がん患者やその家族は医療従事者との信頼関係を構築することができるように努めるものとします。

### 2 計画の推進にあたっての連携体制

計画の推進にあたって、県は国との連絡調整や情報収集を積極的に行うとともに、市町村と連携し、がん対策に資する情報の発信、施策の展開を推進するものとします。

また、県は愛知県がんセンター中央病院が開催する愛知県がん診療連携協議会を通じ、がん診療連携拠点病院等と連携し、拠点病院等を中心とした地域のがん医療について議論をするものとし、がん医療の均てん化に向けた連携を図るものとします。

### 3 目標の達成状況の把握と計画の評価

平成25年度から始まる愛知県がん対策推進計画（第2期）の達成状況については、愛知県健康づくり推進協議会及びがん対策部会に適宜報告し、評価をするものとします。

### 4 計画の見直し

法第11条第4項においては、「都道府県は当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」とされています。